相生市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成２９年９月２２日

相生市農業委員会

１　基本的な考え方

　　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会の必須事務として「農地等の利用の最適化の推進」（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進等）が明確に位置づけられた。

このため、同法第７条第１項の規定に基づき、相生市農業委員会の指針として、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）とが互いに連携し、農地等の利用の最適化を一体的に推進できるよう、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

　　なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、平成35年度までに「担い手の農地利用が全農地の８割を占める農業構造の確立」を目標とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行うものとする。

　　また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

２　遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

　　　平成36年3月末までに全遊休農地の解消を目標とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積  (A) | 遊休農地面積  (B) | 遊休農地の割合(B/A) |
| 現　　　　状  （平成29年3月） | 615.3ha | 5.6ha | 0.9% |
| ３年後の目標  （平成32年3月） | 609.3ha | 3.2ha | 0.5% |
| 目　　　　標  （平成36年3月） | 604.3ha | 0.0ha | 0.0% |

※１　管内の農地面積は、相生農業振興地域整備計画書(平成27年10月)による。

※２　遊休農地面積は、利用状況調査により把握した耕作放棄地又は低利用農地（農地法第32条第1項）のいずれかに該当する農地の総面積。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

　　①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

　　　　農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査（農地法第30条）と利用意向調査(農地法第32条第1項)を実施し、農家の意向を踏まえ相談や指導等、農地の利用関係の調整を行う。

　　②農地中間管理機構との連携

　　　　利用意向調査の結果を受け、相生市及び農地中間管理機構との連携により、利用権設定(農業経営基盤強化促進法第20条)や農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項）の活用を促進する。

　　③無断転用・遊休農地等の早期発見

　　　　利用意向調査の実施時期に関わらず、農地パトロールを適宜実施し、無断転用や遊休農地等の早期発見及び発生防止に努める。

　　④農地の所有者を確知することができない農地の取扱い

　　　　農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続きを経て兵庫県知事の裁定で利用権設定ができる制度（農地法第40条、第43条）を活用し、農地の有効利用に努める。

　　⑤非農地判断について

　　　　利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

３　担い手への農地利用集積・集約化について

（１）担い手への農地利用の集積目標

　　　平成36年3月末までに管内の農地面積の80％を集積することを目標とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積  (A) | 農地利用の集積面積  (B) | 農地利用集積率  (B/A) |
| 現　　　　状  （平成29年3月） | 615.3ha | 193.1ha | 31.4% |
| ３年後の目標  （平成32年3月） | 609.3ha | 317.6ha | 52.1% |
| 目　　　　標  （平成36年3月） | 604.3ha | 483.5ha | 80.0% |

※　管内の農地面積は、相生農業振興地域整備計画書(平成27年10月)による。

（２）担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

　　①「人・農地プラン」の推進

　　　 地域(１集落又は複数集落)ごとに人と農地の問題解決を図るため、地域における協議の場に積極的に参加して、「人・農地プラン」の作成と見直しの推進に取り組む。

　　②農地中間管理機構等との連携

　　　　市、県及び農地中間管理機構等との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用等により担い手への農地利用の集積を推進するほか、担い手の意向を踏まえ、農地の利用調整・交換を図り、農地利用の集約を推進する。

４　新規参入(法人含む)の促進について

（１）新規参入の促進目標

　　　平成36年3月末までに新規参入者の倍増を目標とする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 新規参入者数  新規参入者の耕作面積 |
| 現　　　　状  （平成29年3月） | ７経営体  4.5ha |
| ３年後の目標  （平成32年3月） | １０経営体  6.4ha |
| 目　　　　標  （平成36年3月） | １４経営体  9.0ha |

※　新規参入者数は、相生市で青年就農計画の認定を受けた

経営体（認定就農者）とし、その累積値を記載。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

　①関係機関との連携

　　　市、県、農地中間管理機構及び農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

　②新規参入者の定着支援

　　　新規参入者の地域への受入を調整するとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

　③認定就農者のサポート

　　　認定就農者が農業次世代人材投資資金の交付を受けるとき、そのサポート体制に加わるとともに、推進委員は、交付対象者ごとに、「農地」の課題に対応する担当者としてサポートチームを構成し、10月と4月の年2回交付対象者を訪問し、経営状況を把握するとともに諸課題の相談に対応するほか、中間評価の結果により重点指導を行う。